



和歌山城(和歌山市)



重要伝統的建造物群保存地区(湯浅町)



那智山大門坂(那智勝浦町)



橋杭岩(串本町)



高野山 根本大塔(高野町)



川湯温泉(田辺市)

和歌山県市町村の 連絡先



和歌山県PRキャラクター“きいちちゃん”

申請に関することは
各市町村へお問い合わせください。

自治体名	担当課	電話番号
和歌山市	移住定住戦略課	073-435-1013
海南市	都市整備課	073-483-8480
橋本市	シティプロモーション課	0736-33-6106
	起業に関する担当 産業振興課	0736-33-1247
有田市	経営企画課	0737-22-3731
御坊市	企画課	0738-23-5518
田辺市	たなべ営業室	0739-33-7714
新宮市	商工観光課	0735-23-3333
紀の川市	地域創生課	0736-77-5077
岩出市	産業振興課	0736-63-5840
	関係人口に関する担当 市長公室	0736-62-2141
紀美野町	まちづくり課	073-495-3462
かつらぎ町	産業観光課	0736-22-0300
	関係人口に関する担当 企画公室	0736-22-0300
九度山町	企画公室	0736-54-2019
高野町	観光振興課	0736-56-2780
湯浅町	ふるさと振興課	0737-64-1112
広川町	企画政策課	0737-23-7731
有田川町	商工観光課	0737-22-4506
美浜町	防災まちづくりみらい課	0738-23-4902
日高町	企画まちづくり課	0738-63-3806
由良町	産業振興課	0738-65-3850
印南町	企画産業課	0738-42-1737
みなべ町	産業課	0739-72-1337
日高川町	企画政策課	0738-23-9511
白浜町	総務課	0739-43-6598
上富田町	振興課	0739-34-2370
すさみ町	地域未来課	0739-55-4801
那智勝浦町	観光企画課	0735-29-2007
太地町	総務課	0735-59-2335
古座川町	地域振興課	0735-67-7901
北山村	地域事業課	0735-49-2331
串本町	産業課	0735-62-0558

和歌山県労働政策課

〒640-8585 和歌山市小松原通1丁目1

Tel ● 073-441-2791

Mail ● e0606003@pref.wakayama.lg.jp

和歌山県移住支援事業(移住支援金)

就職、起業、
テレワーク等により
和歌山県に
移住した方に

Moved to
Wakayama.
100万円

単身の場合は **60**万円

18歳未満
帯同で **100**万円加算

和歌山県では、東京23区の在住者または東京圏(東京・神奈川・千葉・埼玉)在住で23区への通勤者が、和歌山県内に移住し、対象法人に就職、起業、テレワーク等により移住した場合に移住支援金を支給します。

※「和歌山県就活サイクルプロジェクト」の参画企業で一定の要件を満たす法人。

和歌山県では
全市町村が、
移住支援金の
対象エリアです。

詳細は、和歌山県ホームページから▼
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/matching.html>

和歌山県労働政策課





①及び②の要件を満たし、かつ③～⑦のいずれかの要件を満たす方が移住支援金の支給対象となります。

① 移住元

①東京23区の在住者 または ②東京23区内への通勤者で
通算5年以上、かつ、直近1年以上(①と②の合算もOK)

対象となる在住者、通勤者の詳細は?
次のA、Bのいずれにも該当する方が対象となります。

- A 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上「23区内に在住」または「東京圏(条件不利地域を除く)に在住し、23区内へ通勤していた方」
- B 移住する直前に、連続して1年以上「23区内に在住」または「東京圏(条件不利地域を除く)に在住し、23区内へ通勤していた方」

※東京圏:東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
※通勤の期間については、移住する3ヶ月前までを当該1年の起算とすることができる。
※東京23区内の大学等へ通学し、23区内の企業に就職した者については、通学期間も移住元としての対象期間とすることができる。

② 移住先

和歌山県への移住者(県内全市町村が対象)

移住とは?
住民票を和歌山県内の市町村に異動し、生活の本拠を当該市町村に移すことをいいます。

- いつ移住しても対象になるの?
以下のとおり、期間等に要件があります。
- 支援金の申請時に、移住後3ヶ月以上1年以内であること。
 - 移住先の市町村に、支援金申請後5年以上継続して居住する意思があること。

③ 一般就業

和歌山県がマッチングサイトに移住支援金の対象として
掲載する求人にも新規就業した方

マッチングサイトとは?
わかやま就職支援センター(はたらコーデわかやま)のホームページです。
<https://www.hataracoorde.com/ijushien/>

対象となる人材は?
上記ホームページで「移住支援金対象」と掲載されている求人であって、
週20時間以上の無期雇用契約の求人が対象です。

対象求人にも採用されたらすぐ申請できる?
就業後3ヶ月以上経過した後に申請ができます。



④ 専門人材就業

プロフェッショナル人材事業等を活用し、地域企業へ就業する方



⑤ 起業

起業支援事業の支援金の交付決定を受けた方

起業支援事業とは?
地域課題の解決を目的として新たに社会的事業を和歌山県内で起業する方に対して、起業に必要な経費の一部を補助する事業です。
詳細については
(公財)わかやま産業振興財団 073-432-3220

⑥ テレワーク

本人の意思により地方へ移住し、
移住元での業務を引き続き実施する方



⑦ 関係人口

移住希望者が、事前に移住希望先の
地域や地域の人々と関わりを有し(関係人口)、
移住先の市町村が個別に強いつながりがあると認める方



県内全市町村が対象?
移住支援金対象要件チェックリストに記載されている市町村が対象です。
個別に強いつながりがあるとは?
移住支援金対象要件チェックリストに記載されている資料を満たすことです。

移住支援金対象要件チェックリスト

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/matching_d/fil/checklist.pdf

